

足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱

(目的および趣旨)

第1条 この補助金は、市内のものづくり産業の製造事業者等が従業員等の職業能力の向上を図る目的で取り組む技術や技能の習得、導入設備に関する専門研修などの人材育成を支援し、製造事業者等の持続的な成長発展に寄与することを目的とする。

2 市内ものづくり産業の製造事業者等が従業員等に対して実施する人材育成に要する経費の一部に対し、足利市ものづくり人材育成支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとする。補助金の交付等は、足利市補助金等交付規則（平成19年足利市規則第60号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 製造事業者等 次のすべての要件を満たす者

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項第1号に規定する中小企業者

イ 統計法（平成19年法律第53号）第28条第1項の規定に基づき、同法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する製造業を主たる事業として営む者

ウ 市内に主たる事務所又は事業所を有する者

(2) 従業員等 次のすべての要件を満たす者

ア 補助金の申請時点において、現に製造事業者等を構成する者

イ 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号）第2条に規定する技能実習生でない者

ウ 現に市内の主たる事務所又は事業所に設置する生産設備や機器等を使用し、製造・開発等のものづくりに従事する者及びその可能性を有す者、または生産工程上必要な管理に従事する者及びその可能性を有す者

(3) みなし大企業 次のいずれかに該当する中小企業者

ア 発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している。

イ 発行済株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している。

ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占める。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当しない製造事業者等とする。

(1) 足利市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定す

る暴力団又は役員等（法人である場合は理事、取締役、執行役、監事、監査役その他経営に実質的に関与している者、団体である場合は代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。）が同条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条例第6条に規定する密接関係者である者

- (2) 市税に滞納がある者
- (3) みなし大企業に該当する者
- (4) 補助申請内容について、この要綱に規定する補助金と同種の補助を受けている若しくは、受ける予定の者
- (5) 前4号に掲げる者のほか、第1条の目的に照らし補助金の交付が適切でないと市長が認める者

（補助対象事業）

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業のうち、従業員等が従事する業務や製造工程上の関連性を有す事業とする。

- (1) ものづくりに係る技能の向上等を目的として、職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条に規定する技能検定を従業員等に受験させる事業
- (2) 製造現場等の労働災害等を防止することを目的として人員配置が義務付けられる労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第12条第1項、第14条、または第61条第1項に規定する免許を従業員等に取得させる事業および、技能講習や教習を従業員等に受講させる事業
- (3) 前号を除き、工場または事業運営のため法律上設置が義務付けられる要員を養成するために従業員等に資格を取得させる事業
- (4) 生産現場で使用する生産設備や装置、機器等を使用するために専門研修等を従業員等に受けさせる事業や特定の工程を担うための専門的な資格を従業員等に取得させる事業
- (5) その他、ものづくり技能の向上を目的に従業員等を実施する人材育成事業

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）及び補助率は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定による補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助上限額）

第6条 補助金の額は、同一年度において、一の補助対象者につき20万円を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「申請者」という。）は、足利市ものづくり人材育成支援補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 補助対象事業となる検定や講習、研修案内及び申込申請書の写し

- (2) 合格証書、免許証または技能講習修了証のほか補助対象事業の合格、修了等を証する書類の写し
- (3) 補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し
- (4) 申請者名義の通帳の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、対象事業の終了した日が属する年度内に申請しなければならない。ただし、申請者の責めに帰することができない事由により同年度に申請できないと認めるときはその限りでない。

(申請の制限)

第8条 次の各号いずれかに該当するときには、交付申請することができない。

- (1) 資格等の維持・更新のために実施する再講習等の人材育成事業
- (2) その他市長が不相当と認める人材育成事業

(交付決定等)

第9条 市長は、第7条第1項の規定による申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否及び交付額を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付の可否及び交付額を決定したときは、足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付決定通知書（別記様式第2号）又は足利市ものづくり人材育成支援事業補助金不交付決定通知書（別記様式第3号）により申請者に通知の上、補助金の交付を可と決定した申請者（以下「交付決定者」という。）に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

3 交付決定者は、足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付請求書（別記様式第4号）により補助金を請求するものとする。

(交付決定の取り消し)

第10条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付決定を受けたとき
- (2) その他補助金の交付決定の内容、これに付した条件その他法令等又はこの要綱に違反したとき

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めて、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(細則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、同日以後に足利市ものづくり人材育成支援補助金の交付の対象となる技能検定の合格、講習等の修了から適用することとする。

別表（第5条関係）

補助事業	補助対象経費	補助率
技能検定補助事業 第4条(1)関係	技能検定合格者の受験料	100分の30
技能講習補助事業 第4条(2)関係	技能講習等の修了者の受講料	100分の30
法定資格補助事業 第4条(3)関係	法定資格取得者の資格取得経費 (受験料、受講料)	100分の30
専門人材育成補助事業 第4条(4), (5)関係	専門研修修了者の研修会、講習会 等の受講料、 専門家派遣型研修会の研修会経費 (ただし、専門家の交通・宿泊費、 会場費等を除く)	100分の30

別記様式第1号（第7条関係）

年 月 日

足利市長 宛て

所在地
(申請者) 名称
代表者職・氏名

足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付申請書

足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき、
下記のとおり補助金を交付申請します。

記

1 補助申請金額

補助申請金額	円
--------	---

2 補助対象経費

補助事業名称	補助対象経費	補助対象の従業員数
技能検定補助事業	円	人
技能講習補助事業	円	人
法定資格補助事業	円	人
専門人材育成補助事業	円	人
合計額	円	人

3 事業概要

No	氏名	補助事業名称 検定、講習等名称	目的や業務上期待する効果
1			
2			
3			

※ 合格者・修了者の氏名、補助対象事業名と検定・講習等の名称をご記入のうえ、検定等受験の目的や業務上期待する効果についてご記入ください。

(裏面に続く)

4 申請者の概要

足利市内	事業所名			
	事業所所在			
資本金	千円	従業員数	人	
資本関係※				
業種				
業務内容または製造品				

※ 株式資本関係等を有す関連企業がございましたら企業名を記入ください。

5 同意または誓約事項（同意または誓約される事項の確認欄に✓）

No	同意また誓約事項	確認欄 (✓)
1	当該補助金の要件審査のため、市税の滞納状況について調査することに同意します。	
2	申請内容に虚偽があった場合は、当該支援金を直ちに返還します。	
3	交付決定後においても、指定された書類等の提出の求めに応じます。	
4	本補助金申請時において、破産法（平成16年法律第75号）第18条又は第19条に基づく破産手続開始の申立てをしておらず、交付決定後も事業を継続します。	
5	代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が、足利市暴力団排除条例第2条第3号又は第6号に規定する者に該当しません。	

6 添付書類（添付した書類に✓、その他資料は括弧内に詳しく記入）

✓	添付書類	備考
	検定、講習、研修等の概要が分かる資料	受講案内、パンフレット等
	合格、修了等を証する資料	合格証、免許証等の写し
	補助対象経費の支払いを確認できる書類の写し	領収書等の写し
	申請者名義の通帳の写し	または、「債権者登録申出書」
	その他（ ）	

7 担当者連絡先

所属部署・役職・氏名	:	
電話番号	:	
メールアドレス	:	

別記様式第2号（第9条関係）

足利市指令 第 号
年 月 日

様

足利市長



足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった足利市ものづくり人材育成支援事業補助金について、下記のとおり交付決定したので、足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、通知します。

記

交付決定額	円
算定根拠	
交付条件	<ol style="list-style-type: none">1 足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。2 その他、市長の指示に従うこと。

別記様式第3号（第9条関係）

足利市指令 第 号
年 月 日

様

足利市長



足利市ものづくり人材育成支援事業補助金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった足利市ものづくり人材育成支援事業補助金について、下記のとおり交付しないことと決定したので、足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付要綱第9条第2項の規定に基づき、通知します。

記

不交付の理由	
--------	--

別記様式第4号（第9条関係）

足利市ものづくり人材育成支援事業補助金交付請求書

足 利 市 長 宛て

足利市ものづくり人材育成事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、
下記のとおり、補助金の交付を請求します。

記

金 額										
-----	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

足利市ものづくり人材育成支援事業補助金として

年 月 日

(交付決定者)

所在地
名 称
代表者職・氏名